

平成 30 年度繰出金通知 新旧対照表

平成 29 年度繰出金通知	平成 30 年度繰出金通知
<p>平成 29 年度の地方公営企業繰出金について</p> <p>第 1 上水道事業</p> <p>6 上水道の高料金対策に要する経費</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>ア 繰出しの対象となる上水道事業は、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量 1 m³当たりの資本費及び給水原価がそれぞれ次の要件を満たすもので、「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成 29 年 3 月 31 日付け総財公第 39 号、総財営第 41 号、総財準第 49 号）に定める「経営戦略」策定の定義を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。</p> <p>① 資本費 <u>144</u>円以上</p> <p>② 給水原価 <u>251</u>円以上</p> <p>ただし、第 1 の 6 (2) ア本文の要件に該当しない場合であっても、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であって、統合水道として平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したものについては、給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が 4 月 1 日の場合は給水を開始した日の属する年度）から起算して 10 年間、統合前の上水道事業が第 1 の 6 (2) ア本文に定める要件を満たす場合又は統合前の簡易水道事業が第 6 の 2 (2) アに定める要件を満たす場合についても、繰出しの対象とする。</p>	<p>平成 30 年度の地方公営企業繰出金について</p> <p>第 1 上水道事業</p> <p>6 上水道の高料金対策に要する経費</p> <p>(2) 繰出しの基準</p> <p>ア 繰出しの対象となる上水道事業は、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量 1 m³当たりの資本費及び給水原価がそれぞれ次の要件を満たすもので、「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成 29 年 3 月 31 日付け総財公第 39 号、総財営第 41 号、総財準第 49 号）に定める「経営戦略」策定の定義を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。</p> <p>① 資本費 <u>148</u>円以上</p> <p>② 給水原価 <u>245</u>円以上</p> <p>ただし、第 1 の 6 (2) ア本文の要件に該当しない場合であっても、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であって、統合水道として平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したものについては、給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が 4 月 1 日の場合は給水を開始した日の属する年度）から起算して 10 年間、統合前の上水道事業が第 1 の 6 (2) ア本文に定める要件を満たす場合又は統合前の簡易水道事業が第 6 の 2 (2) アに定める要件を満たす場合についても、繰出しの対象とする。</p>

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。)の10%

ただし、平成14年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における当該事業の有収水量1 m³当たりの資本費及び供給単価がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費 176円以上

② 供給単価 196円以上

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。)の10%

ただし、平成14年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における当該事業の有収水量1 m³当たりの資本費及び供給単価がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費 174円以上

② 供給単価 176円以上

第8 下水道事業

3 流域下水道の建設に要する経費

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

第8 下水道事業

3 流域下水道の建設に要する経費

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

第10 その他

6 経営戦略の策定等に要する経費

(1) 経営戦略の策定に要する経費

イ 繰出しの基準

経営戦略（病院事業における新改革プランを除く。）の策定に要する経費の2分の1とする。

(2) 経営支援の活用に関する経費

イ 繰出しの基準

① 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法第2条第1項各号に掲げる水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業及びガス事業並びに同法第2条第2項に掲げる病院事業並びに簡易水道事業及び下水道事業とする。

② 繰出しの基準額は、公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に関する経費の2分の1とする。

第11 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電事業に関する経費の取扱い

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に規定する特定契約に基づく電気の供給を主たる目的とする事業に要する経費は、第1から第10までに掲げる経費には含まないものとする。

第10 その他

6 経営戦略の策定等に要する経費

(1) 経営戦略の策定に要する経費

イ 繰出しの基準

経営戦略（病院事業における新改革プランを除く。）の策定に要する経費の2分の1とする。

(2) 経営支援の活用に関する経費

イ 繰出しの基準

公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に関する経費の2分の1とする。

第11 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電事業に関する経費の取扱い

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気の供給を主たる目的とする事業に要する経費は、第1から第10までに掲げる経費には含まないものとする。